

公売公告兼見積価額の公告

(武雄市公告第7号)

令和4年2月15日

武雄市長 小松 政

下記の通り差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

記

公売財産の種類	不動産		
公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公売方法	期日入札 (別紙に記載する売却区分ごとに売却する。)		
公売日時	入札日時	令和4年2月28日 午後2時00分から午後2時20分まで	
	開札日時	令和4年2月28日 午後2時25分	
公売場所	武雄市役所 4階災害対策本部室		
売却決定日時	令和4年3月18日 午前10時00分	売却決定場所	武雄市役所 収納課
代金納付期限	令和4年3月18日 午後 2時30分		(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く)
その他	<p>1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。</p> <p>2 入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。</p> <p>3 公売保証金の提供及び買受代金の納付は現金に限ります。</p> <p>4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。</p> <p>5 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札して下さい。入札価額を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。</p> <p>6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。</p> <p>7 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。</p> <p>8 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。</p> <p>9 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。</p> <p>10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。</p> <p>11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。</p> <p>12 執行機関は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また執行機関は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。</p> <p>13 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに上記売却決定の日時(令和4年3月18日午前10時)までに提出してください。</p> <p>14 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。</p> <p>15 武雄市暴力団条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することができません。なお、最高価申込者及び次順位買受申込者が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を佐賀県警察本部に囑託します。</p> <p>16 上記売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。</p> <p>17 公売公告の内容及び公売財産に関わる図面・地図・写真等は、武雄市役所収納課で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。</p> <p>18 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。</p> <p>19 土壌汚染についての調査はしていません。アスベスト使用による調査はしていません。</p> <p>20 都市計画法・建築基準法による規制について、用途地域指定はありません。非線引き都市計画地域であり、建ぺい率60%、容積率200%です。なお、建築基準法22条指定区域です。また、文化財埋蔵地の指定(天神免遺跡)があるため、土工工事・宅地造成等の開発行為を行う場合、事前の届出が必要です。</p>		